

# 会津若松市中心市街地活性化基本計画について

(商工課)

## 1 背景

本市の中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき、区域内の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画として、平成27年6月30日に国の認定を受けて、現在59事業を位置付け、官民協働で中心市街地の活性化に向けた事業を実施している。

当該計画の目標達成の見通しについては、新規出店者数など一部数値では計画による効果が発現しているが、歩行者通行量など下降傾向を示す数値もあり、依然、厳しい状況にある。

こうした状況から、今後も中心市街地の活性化に向けては、中心市街地活性化基本計画に従い官民協働のもと取り組んでいく必要がある。

## 2 計画策定に向けた基本方針

次期計画は、各事業の実施が確実に見込まれること（国の支援措置活用を含む。）や、策定予定の立地適正化計画との整合を図ることなどを含めた各種要件を満たした時点で、国の認定を受けるとし、それまでの間は現計画を延長し、中心市街地の活性化に取り組む。

なお、次期計画については、「立地適正化計画」の始期（令和4年度）に併せて国認定を予定する。

### 【立地適正化計画について】

（※ 立地適正化計画作成の手引き（平成30年4月・国土交通省）より抜粋）

- 立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティ形成に向けた、より具体的な施策を推進するため、国において平成26年8月に都市再生特別措置法に位置付けられた計画。
- コンパクトシティ形成に向けた取組については、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それら施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要とされている。

### 3 延長計画の内容

#### (1) 現計画の2年延長（※ 国認定は受けない）

##### ア 計画期間について

- ・現計画の期間 平成27年7月1日から令和2年3月31日まで（4年9か月）
- ・延長後の期間 平成27年7月1日から令和4年3月31日まで（6年9か月）

##### イ 目標及び区域等について

- ・目標 現計画の目標指標を維持
- ・区域 現計画のエリア
- ・各種事業 現事業を基本として時点修正

#### (2) 各種事業の記載内容の変更及び新規事業の追加

実施主体（商店街、まちづくり会社、行政等）への事業照会により、次のとおり記載内容の変更及び新規事業の追加を行う。

##### ア 記載内容の変更（3件）

	ページ	事業名	変更箇所		変更内容
第4章	80	2（都）会津若松駅 中町線道路美装化事業	実施時期	変更前	平成26年度～令和元年度
				変更後	平成26年度～令和2年度
	81	4（都）藤室鍛冶屋敷 線街路整備事業	支援措置 の実施時期	変更前	①防災・安全交付金 （道路事業（街路）） ①平成25年度～令和2年度
				変更後	①防災・安全交付金 （道路事業（街路）） ①平成25年度～令和8年度
第7章	104	29「会津の食」ブラン ド化事業	支援措置	変更前	福島県ふくしまの恵みPR 支援事業
				変更後	「ふくしまプライド。」販売 力強化支援事業

## イ 新規事業の追加（2件）

新規事業については、今後2年間（令和2年4月から令和4年3月まで）で実施の確度が高く、その期間内に効果の発現が見込める事業について追加する。

### 第7章

#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業への追加

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他事項
<b>41【事業名】</b> 空家等改修支援事業  <b>【内容】</b> 空家等の改修費への補助  <b>【実施時期】</b> 平成30年度～	会津若松市	市内の空家等を活用して、地域活性化に資する事業または市外から移住する者に対し、空家等の改修経費の一部を助成することを通して、空家等を地域資源として活用し、魅力ある地域づくりを支援する。 これは「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	<b>【支援措置】</b> 市空家等改修支援事業  <b>【実施時期】</b> 平成30年度～	
<b>42【事業名】</b> ナイトタイムエコノミー事業  <b>【内容】</b> 夜間コンテンツの創出と夜間のまちなか周遊の促進  <b>【実施時期】</b> 令和元年度～	会津若松市 ナイトタイムエコノミー推進協議会	重要度が高まっている夜間コンテンツの創出及びそのプロモーションを推進することで、宿泊者数の増加及び観光消費額の向上を図るとともに、新しい本市の魅力を創出する。 これは「会津若松らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	<b>【支援措置】</b> 福島県地域創生総合支援事業  <b>【実施時期】</b> 令和元年度～	

【参 考】

① まちづくりに関する市の計画

年度 計画	H31・R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
第7次総合計画	→	→	→	→	→	→	→	終				
都市計画マスタープラン	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	終
第3次観光振興計画	→	→	→	→	→	→	→	終				
立地適正化計画		計画策定		開始予定								
地域公共交通網形成計画	→	→	終									
中活(国認定Ⅰ期)	終	延長 (計画策定)		新・計画								

② 中心市街地活性化基本計画の目標達成の見通し

(平成30年度フォローアップ報告書より抜粋)

1. 目標達成の見通し

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値	基準値からの改善状況	前回の見通し	今回の見通し
1. 商機能の向上	新規出店者数 (過去5年平均)	8.8件 (H26)	13.6件 (R元)	15.0件 (H30)	A	①	①
2. 交流人口の拡大	歩行者通行量 (平日と休日の加重平均)	26,151人/ 日 (H26)	27,675人/ 日 (R元)	24,205人/ 日 (H30)	C	②	②
3. まちなかにおける市民による活動量の増加	活動拠点施設利用者数	512,179人/ 年 (H24)	530,233人 /年 (R元)	489,133人 /年 (H30)	C	②	②

<基準値からの改善状況>

A：目標達成、B：基準値達成、C：基準値未達成

<取組の進捗状況及び目標達成に関する見通しの分類>

①取組（事業等）の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる。

②取組の進捗状況は概ね予定どおりだが、このままでは目標達成可能とは見込まれず今後対策を講じる必要がある。

③取組の進捗状況は予定どおりではないものの、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく。

④取組の進捗に支障が生じているなど、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。